

きりゅう

平成21年8月1日

市議会だより

No.215



待ちに待ったプール開き（境野水処理センター屋上公園プール）

平成21年第2回定例会は、6月11日(木)に招集され、6月26日(金)までの16日間の会期で開かれました。

この定例会では、市長提出議案23件の審議を行い、それぞれ可決または同意するとともに、議員提出議案3件の審議を行い、2件を可決、1件を否決としました。

また、特別委員会の最終報告2件の承認などがありました。

主な掲載記事

- 一般質問を19議員が行う……………2～5
- 主な議案……………5
- 請願の審査結果……………6
- 特別委員会の設置……………7
- 新たな過疎対策法の制定に関する意見書…8

重要伝統的建造物群保存地区

福田 光雄（新政会）

質問 保存地区指定に向けた平成二十一年度の主な取り組みは。

答弁 関係地域の代表者六人を委員とする伝統的建造物群保存審議会を設置するとともに、保存の基本方針などを盛り込んだ伝統的建造物群保存計画を作成する予定である。



特別職の非常勤職員の報酬

庭山 由紀（無立派）

質問 一月に「非常勤行政委員の報酬が月額で支払

われるには、地方自治法に反する」という判例が出た。桐生市でも教育委員会、選舉管理委員会、監査委員、農業委員会の報酬は月額支給であるが、今後の対応は。

答弁 自治法の中では日額が基本だが、条例によつて月額に出来る。

質問 それは「常勤職員と勤務実態が異なる場合」に限定されている。自治体の財政難が深刻化している中、手を付けるべき問題ではないか。

答弁 他市の事例も踏まえ今後研究していく。

質問 寄附者に対する特

答弁 寄附者に対して特

（本町通り）



中小企業新事業活動促進法

細谷 昌弘（クラブ21）

質問 平成十七年度に中小企業新事業活動促進法が

（桐生市役所）



ふるさと納税

田島 忠一（新政会）

質問 制度の周知方法は。

答弁 昨年七月の制度開



（ふるさと応援寄附金チラシ）

制定された経緯と趣旨は。事業活動の促進を図り、国

民経済の健全な発展に資することを目的に、中小企業経営革新支援法などの三法

を利用者にわかりやすくたちに整理統合したものである。その内容としては、異分野の中小企業が連携し取り組む事業活動に対する補助制度や低利融資制度

などの支援措置並びに経営革新に取り組む中小企業者に対する都道府県知事による承認制度などについて定められているものである。

質問 市境付近の地区に住む児童・生徒が最寄りの学校に通学できるようにするために、市域を越えた学区編成を適用できないか。

質問 第五回桐生・みどり連携推進市長会議において、教育環境について話し合ったための連携組織を立ち上げることが合意されたことを受けての今後の予定は。

答弁 七月を目途に第一回連携会議を開催すべく、みどり市と調整中である。

市域を越えた学区編成

森山 享大（愛・桐生）

質問 第五回桐生・みどり連携推進市長会議において、教育環境について話し合ったための連携組織を立ち上げることが合意されたことを受けての今後の予定は。

質問 市境付近の地区に住む児童・生徒が最寄りの学校に通学できるようにするために、市域を越えた学区編成を適用できないか。

質問 第五回桐生・みどり連携推進市長会議において、教育環境について話し合ったための連携組織を立ち上げることが合意されたことを受けての今後の予定は。

答弁 保護者や地域の意向などを踏まえながら、その実現性と教育効果について、みどり市とともに調査し、研究していきたい。



境野水処理センター

岡部 純朗（愛・桐生）

質問 境野水処理センター内の池に生息するカルガモを保護するための対策は。

答弁 毎年約十羽が誕生

しているカルガモのヒナのうち、巣立ちを迎えるのは三羽程度となっている。同センター職員一同、隨時池の見廻りを行い、ヒナの巣立ちを見守る中で、保護対策を検討していく。

質問 同センター屋上運動公園に上る階段において、レンガ部分の破損が著しく

なつているが、修理を行う考えはないか。

答弁 早急に修繕を行うとともに、日頃の点検にも気を配っていきたい。

（境野水処理センターのカルガモ）



（桐生・みどり連携推進市長会議）

国保税・住民税の天引き

笹井 重俊（日本共産党）

質問 高齢者の生活費確保が考慮されずに、公的年金が考慮されずに、公的年

（市の保険年金課）



金から国保税や住民税の天引きが行われる。高齢者の生活をどう守るのか。

答弁 公的年金からの特別徴収は今年の十月から全国一律で行われる。この特

別徴収は、税法の改正により行われるので、法律の趣旨に沿って運営していく。

質問 市独自の減免申請などの制度をつくるべきではないか。

答弁 今回の公的年金からの特別徴収の減免申請などについては、国からの指導もなく、当面は現状のままで進めていきたい。

介護支援ボランティア

福島 賢一（新政会）

質問 高齢者が社会活動を行うことにより介護予防

（介護予防サポート養成研修）



を推進できる高齢者の介護支援ボランティア制度をどう捉えているのか。

答弁 同制度は、高齢者の社会参加活動を通じた介護予防推進の新しいシステムとして注目されている。

対象業務は介護保険対象施設において食事の配膳の補助などを行なうと聞いている。

質問 介護支援ボランティア制度の立ち上げについて市は考えているか。

答弁 同制度は、高齢者の生きがいづくりのための有効な手段であり、今後前瞻性に取り組んでいきたい。

動物愛護とマナー

周東 照二（公明クラブ）

質問 イヌやネコの飼養マナーの啓発は、どのように

（愛犬との散歩の様子）



に行っているか。また、動物愛護によるマナー順守規定や罰則規定を設けた条例を設置してはどうか。

答弁 イヌやネコの苦情や相談については、ふん尿の放置、イヌの鳴き声、野良不コへの餌やりなどがある。件数は把握していないが、桐生保健福祉事務所と連携し、飼主への指導を行っている。なお、条例については、動物愛護に関する事務が県の事務であり検討の余地があるが、市民に迷惑のかからないよう適正な管理の推進を図りたい。

地域活性化経済危機対策

佐藤 幸雄（新政会）

質問 臨時交付金の概要及び桐生市での活用方法は。

答弁 この交付金は地球

温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全安心の実現など地域の実情に応じたきめ細かい事業実施のため、総額一兆円を国から地方公共団体へ交付するもので、桐生市へは五億八千七百万円が交付される予定である。活用方法は、地域医療の充実のため、桐生厚生総合病院に、みどり市との連携に



による新型CT装置の導入を計画している。また、温暖化対策として公用車の低燃費低公害車への入れ替えを予定している。

（桐生市の眺望）

生活保護の申請

中田 米蔵（日本共産党）

質問 申請時に必要な事項などは。

答弁 生活保護開始申請

書に、住所、本籍地、氏名、生年月日などを記入していく。ただく。住所とは現に住居を構えている場所となるが、住居のない人には、生活の安定を図るために住居を確保したうえで保護申請を受け付ける。保護の要否を早期に決定するために、申請時には、収入や資産の状況、生命保険の保有、借金や住



（桐生市役所）

子供の問題行動の防止

石井 秀子（新政会）

質問 デートDVの予防など子供を不幸にさせないための暴力防止対策は。

答弁 各学校においては

総合的な学習や職業体験、道徳教育などを通じ、子供が協調性、感性、人間関係形成能力、自己責任、規範意識や公共心などを培うよう努めるとともに、自己的能力や存在を実感できるような授業や認め支え考える集団作りに、教職員の共通認識のもと取り組んでい



る。今後も子供の発達段階に応じたきめ細かな指導の充実を図り、暴力など問題行動の未然防止と早期発見・解決に努めていきたい。

（総合的な学習の時間）

厚生総合病院への支援

西牧秀乗（新政会）

質問 同病院の目玉となる最新医療機器の設置は。

答弁 特色ある医療機器を取り入れることは魅力ある病院づくりや市民への良好な医療の提供につながると考えており、最新の放射線治療機器であるCTの購入を検討している。

質問 医師確保に向けた同病院への支援は。

答弁 今年度より医師確保と医師の負担軽減を図るため、医師定住促進手当、



市民討議会について

寺口正宣（公明クラブ）
質問 市民討議会とはどのようなものか。

（市民討議会協定調印式）

答弁

無作為抽出された市民が「①情報提供を受け、

②小グループで討議し、③

発表する」という手順を繰り返す中で、全体のテーマ

を討議するという市民参加の一手法であり、県内では、昨年度、富岡市及び藤岡市で開催された実績がある。

質問 桐生市における開催予定は。

答弁 九月二十七日に桐生青年会議所の主催により開催される予定で、桐生市は共催として住民基本台帳による参加者の無作為抽出や案内状の発送などを行う。

通勤医師への宿泊場所の提供、医療クラーク確保などの対策を開始した。今後も同病院の意向を踏まえ、できる限り支援していきたい。

（桐生厚生総合病院）



保険証の取り上げをやめること

津布久博人（日本共産党）

質問 国保税滞納者への資格証明書の交付並びに未成年者への短期被保険者証交付の実態は。

答弁 資格証明書は七百九世帯に、短期被保険者証は千二百六十一世帯に交付している。また、十五歳から十九歳の未成年者のうち、六月十五日現在における資格証明書の該当者は、八十人となっているが、これらの人となつていて、これらが未成年者すべてに短期被保険者証を交付するには、

（国保の資格証明書）



議員の暑中見舞状・寄附などは法律で禁止されています。

公職選挙法により、議員は次のことを禁止されています。市民の皆さんのご理解をお願いします。

- 暑中見舞状などのあいさつ状を出すこと。
- 寄附すること。
- 本人が出席しない慶弔に祝儀や香典を出すこと。

国民健康保険法の改正が必要となる。資格証明書の交付にあたっては、法を遵守する中できめ細やかな対応に努めているところである。

概要 平成二十一年七月一日から公設地方卸売市場を民営化することに伴い、条例を廃止しようとするもの。

可決

○桐生市公設地方卸売市場条例を廃止する条例案

主な議案



（民営化した地方卸売市場）

概要

○桐生市立学校設置条例の一部を改正する条例案

可決



（公募により名称が決定された中通り大橋）

概要

（仮称）中通り大橋上部工床版工事請負契約を契約金額一億九千四百十四万五千円で締結しようとするもの。

概要 ○（仮称）中通り大橋上部工床版工事請負契約の締結について

可決



（川内南小学校）

請願の審査結果

この定例会では、請願6件の審査を行い、その結果、1件は不採択、5件は閉会中の継続審査となりました。

◎不採択となった請願

付託委員会	受理番号	件 名
総務委員会	第26号	「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の政府への送付を求める請願

◎閉会中の継続審査となった請願

付託委員会	受理番号	件 名
総務委員会	第25号	小規模契約希望者登録制度の改善を求める請願
	第27号	中国人強制連行・強制労働に対する救済施策を求める請願
	第28号	中国の平頂山事件被害者への謝罪を求める請願
建設委員会	第29号	住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願
教育民生委員会	第30号	医師・看護・介護職員の人材確保、地域医療・介護の確立に向けた意見書採択の請願

するもの
【議会の議員の選挙権を有するもの】

【議会の議員】

荒西新木牧井恵秀達司乗夫
会議員
◇桐生地域医療事務組合議

議会選出の各種委員などについて、推薦依頼に基づき次のとおり選出しました。

域連合議会議員
◇群馬県後期高齢者医療広

寺周中福
口藤田田
正雅米光
宣彦藏雄
◇農業委員会選任委員

各種委員の選出

監査委員
佐藤光好
(新任)

市議会は、次の人事案件に、同意しました。

人事
案件

一般会計予算の補正

◎平成21年度桐生市一般会計補正予算（第4号）

可決

概要

歳入歳出予算について、歳入歳出それぞれ3,417万5,000円を増額補正して、予算総額を451億4,368万1,000円とするもの。

歳出予算の主な補正内容

○総務費企画費
本町一・二丁目地区周辺環境整備事業
99万4,000円の増額

※伝建まちなか交流館の設置に伴うもの

○民生費高齢者福祉総務費

地域密着型サービス施設整備事業
2,302万2,000円の増額

○議会費議員費

議員報酬など 2,140万8,000円の減額
※報酬月額の10%削減によるもの

○職員人件費

職員手当など 4,364万5,000円の減額
※管理職手当及び期末手当削減によるもの



(伝建まちなか交流館)

◎平成21年度桐生市一般会計補正予算（第5号）

可決

概要

歳入歳出予算について、歳入歳出それぞれ7,850万円を増額補正して、予算総額を452億2,218万1,000円とするもの。

歳出予算の補正内容

○総務費総務管理費諸費

過年度市税等還付金 7,850万円の増額

地方分權。地方自治調査特別委員会を設置

この定例会では、議員の不適切な学校施設使用等の問題調査特別委員会及び入札等調査特別委員会の最終報告が行われ、承認されるとともに、他の2つの特別委員会の中間報告が行われました。

また、地方分権・地方自治調査特別委員会の設置に関する決議案が議員より提出され、賛成多数で可決し、同特別委員会が設置されました。

3つの特別委員会の新しい構成は、次のとおりとなりました。

水質調査特別委員会	交通対策調査特別委員会	地方分権・地方自治調査特別委員会																																																																																																				
<p>◎調査事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 渡良瀬川及び桐生川並びに市域内河川の環境・水質保全について 2 山元(古河)対策について <p>◎委員構成</p> <table> <tbody> <tr> <td>委員長</td><td>河原井 始</td><td>周 東 照 二</td><td>寺 口 宣</td></tr> <tr> <td>副委員長</td><td>佐 藤 幸 雄</td><td>笠 井 重 夫</td><td>福 島 正 賢</td></tr> <tr> <td>委 員</td><td>津布久 博 人</td><td>新 井 達 一</td><td>福 田 光</td></tr> <tr> <td></td><td>井 田 彦 平</td><td>田 島 忠 利</td><td>田 中 享</td></tr> <tr> <td></td><td>坂 田 和 平</td><td>星 野 定 子</td><td>山 澄 雅</td></tr> <tr> <td></td><td>西 牧 秀 乘</td><td>石 井 秀 二</td><td>沢 藤 幸</td></tr> <tr> <td></td><td>岡 部 純 朗</td><td>小 野 田 雄 弘</td><td>藤 根 好</td></tr> <tr> <td></td><td>岡 部 信 一郎</td><td>幾 井 俊 三</td><td>木 滝 江</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>細 谷 昌 芳</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>園 田 恵</td><td></td></tr> </tbody> </table>	委員長	河原井 始	周 東 照 二	寺 口 宣	副委員長	佐 藤 幸 雄	笠 井 重 夫	福 島 正 賢	委 員	津布久 博 人	新 井 達 一	福 田 光		井 田 彦 平	田 島 忠 利	田 中 享		坂 田 和 平	星 野 定 子	山 澄 雅		西 牧 秀 乘	石 井 秀 二	沢 藤 幸		岡 部 純 朗	小 野 田 雄 弘	藤 根 好		岡 部 信 一郎	幾 井 俊 三	木 滝 江			細 谷 昌 芳				園 田 恵		<p>◎調査事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幹線道路の整備について 2 公共交通の確保について <p>◎委員構成</p> <table> <tbody> <tr> <td>委員長</td><td>周 東 照 二</td><td>寺 口 宣</td></tr> <tr> <td>副委員長</td><td>笠 井 重 夫</td><td>福 島 正 賢</td></tr> <tr> <td>委 員</td><td>新 井 達 一</td><td>福 田 光</td></tr> <tr> <td></td><td>田 島 忠 利</td><td>田 中 享</td></tr> <tr> <td></td><td>星 野 定 子</td><td>山 澄 雅</td></tr> <tr> <td></td><td>石 井 秀 二</td><td>沢 藤 幸</td></tr> <tr> <td></td><td>小 野 田 雄 弘</td><td>藤 根 好</td></tr> <tr> <td></td><td>幾 井 俊 三</td><td>木 滝 江</td></tr> <tr> <td></td><td>細 谷 昌 芳</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>園 田 恵</td><td></td></tr> </tbody> </table>	委員長	周 東 照 二	寺 口 宣	副委員長	笠 井 重 夫	福 島 正 賢	委 員	新 井 達 一	福 田 光		田 島 忠 利	田 中 享		星 野 定 子	山 澄 雅		石 井 秀 二	沢 藤 幸		小 野 田 雄 弘	藤 根 好		幾 井 俊 三	木 滝 江		細 谷 昌 芳			園 田 恵		<p>◎調査事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方分権及び地方自治について <p>◎委員構成</p> <table> <tbody> <tr> <td>委員長</td><td>周 東 照 二</td><td>寺 口 宣</td></tr> <tr> <td>副委員長</td><td>笠 井 重 夫</td><td>福 島 正 賢</td></tr> <tr> <td>委 員</td><td>新 井 達 一</td><td>福 田 光</td></tr> <tr> <td></td><td>田 島 忠 利</td><td>田 中 享</td></tr> <tr> <td></td><td>星 野 定 子</td><td>山 澄 雅</td></tr> <tr> <td></td><td>石 井 秀 二</td><td>沢 藤 幸</td></tr> <tr> <td></td><td>小 野 田 雄 弘</td><td>藤 根 好</td></tr> <tr> <td></td><td>幾 井 俊 三</td><td>木 滝 江</td></tr> <tr> <td></td><td>細 谷 昌 芳</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>園 田 恵</td><td></td></tr> </tbody> </table>	委員長	周 東 照 二	寺 口 宣	副委員長	笠 井 重 夫	福 島 正 賢	委 員	新 井 達 一	福 田 光		田 島 忠 利	田 中 享		星 野 定 子	山 澄 雅		石 井 秀 二	沢 藤 幸		小 野 田 雄 弘	藤 根 好		幾 井 俊 三	木 滝 江		細 谷 昌 芳			園 田 恵	
委員長	河原井 始	周 東 照 二	寺 口 宣																																																																																																			
副委員長	佐 藤 幸 雄	笠 井 重 夫	福 島 正 賢																																																																																																			
委 員	津布久 博 人	新 井 達 一	福 田 光																																																																																																			
	井 田 彦 平	田 島 忠 利	田 中 享																																																																																																			
	坂 田 和 平	星 野 定 子	山 澄 雅																																																																																																			
	西 牧 秀 乘	石 井 秀 二	沢 藤 幸																																																																																																			
	岡 部 純 朗	小 野 田 雄 弘	藤 根 好																																																																																																			
	岡 部 信 一郎	幾 井 俊 三	木 滝 江																																																																																																			
		細 谷 昌 芳																																																																																																				
		園 田 恵																																																																																																				
委員長	周 東 照 二	寺 口 宣																																																																																																				
副委員長	笠 井 重 夫	福 島 正 賢																																																																																																				
委 員	新 井 達 一	福 田 光																																																																																																				
	田 島 忠 利	田 中 享																																																																																																				
	星 野 定 子	山 澄 雅																																																																																																				
	石 井 秀 二	沢 藤 幸																																																																																																				
	小 野 田 雄 弘	藤 根 好																																																																																																				
	幾 井 俊 三	木 滝 江																																																																																																				
	細 谷 昌 芳																																																																																																					
	園 田 恵																																																																																																					
委員長	周 東 照 二	寺 口 宣																																																																																																				
副委員長	笠 井 重 夫	福 島 正 賢																																																																																																				
委 員	新 井 達 一	福 田 光																																																																																																				
	田 島 忠 利	田 中 享																																																																																																				
	星 野 定 子	山 澄 雅																																																																																																				
	石 井 秀 二	沢 藤 幸																																																																																																				
	小 野 田 雄 弘	藤 根 好																																																																																																				
	幾 井 俊 三	木 滝 江																																																																																																				
	細 谷 昌 芳																																																																																																					
	園 田 恵																																																																																																					

目撃した証人の証言を求める証人尋問を行い、さらに考人として、事実確認のための訪問調査を行いました。教育委員会は、条例違反である本件の問題について陳謝しましたが、疑惑を持たれる議員に対し、その説明を求めたところ、協力を得られませんでした。調査の目的である本件の事実解明と再発防止のため、本特別委員会は、関係人である

使用等の問題調査特別委員会における調査の関係人である西牧秀乗氏が正当の理由なく、記録の提出及び証人尋問への出頭を行わなかったことに対する、同委員会の委員長から告発申出書が提出され、同氏を告発することを賛成多数で可決しました。

記録の不提出及び
証人尋問の不出頭に
対する告発について

本特別委員会は、議員の不適切な学校施設使用の条例違反疑惑及び申請団体並びに行事内容等閥連する一連の問題について調査をす
るため、平成二十年十二月十五日に設置をされ、同日第一回の委員会を開催以
来、これまで七か月間にわたり十八回の委員会を開催し、調査を行つてきました。
調査においては、教育委員会職員に対しても出席を求
め、本件に係わる状況及び

議員、西牧秀乗氏に学校施設使用許可書の提出請求及び証人尋問の出頭請求を行つたところ、正当な理由なく応じなかつたため、地方自治法に則り、告発すべきものと認定するに至つたことについては、残念な結果でありました。

議員の不適切な 学校施設使用等の 問題調査特別委員会

最終報告
(要旨)

意見書

この定例会では、次の意見書案を可決し、内閣総理大臣ほかに送付しました。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年制定の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところであり、本市においても、合併前から黒保根町が過疎地域に指定され、合併後も地域住民の生活環境の整備や市内外からの定住促進などを図っているところである。

しかしながら、全国的な人口減少と高齢化は、特に過疎地域において顕著であり、農林業をはじめとする地場産業の衰退とそれに伴う人的資源の流出、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、地域コミュニティの機能も低下するなど、過疎地域は深刻な状況に直面している。

一方、過疎地域は、豊かな自然や地域特有の歴史・文化を有する地域であり、また、国土保全や水源の涵養、食料の供給など多面的かつ公益的に重要な機能を担っており、こうした機能を維持していくことは都市も含め国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き国で特別な支援を行っていく必要がある。

よって、国においては、過疎地域の重要性を再認識し、平成22年3月末をもって失効する現行の特別措置法のこれまでの成果と課題を十分に検証し、抜本的な対策を盛り込んだ新たな法律を制定するとともに、その制定に当たっては地域の実情に即した総合的な過疎対策を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

- | | | |
|-----|---------|---------|
| 提出先 | ○衆議院議長 | ○参議院議長 |
| | ○内閣総理大臣 | ○総務大臣 |
| | ○財務大臣 | ○農林水産大臣 |
| | ○国土交通大臣 | |

第一回臨時会を 五月二十五日に 開催しました。

平成二十一年第二回臨時会が、五月二十五日に招集され、一日の会期で開催されました。この臨時会では職員給与や議員報酬における期末手当等の引下げに係わる条例改正案や補正予算案など議案十二件の審議を行い、それぞれ原案のとおり可決しました。



(市議会議事堂)

◆次回定例会の開催予定は

9月2日(水)です。

再生紙を使用しています。

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部（要旨）を掲載しています。詳しくは、図書館で会議録をご覧ください。平成21年第2回定例会の会議録は、9月上旬からご覧になります。なお、会議録は桐生市ホームページでもご覧いただけます。